

平成19年6月12日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目3番1号
株式会社 ゴルフ・ドゥ
代表取締役社長 伊 東 龍 也

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

尚、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございます。

当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水）午後5時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心3-2
ラフレさいたま 簡易保険総合健康増進センター5F 桃
2番
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）
3. 目的事項
報告事項 第20期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社取締役ならびに監査役に対する報酬として新株予約権を発行する件
- 第6号議案 当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件（新株予約権の有利発行議案）

4. 代理人による議決権行使について

本総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として本総会にご出席いただくことが可能です。但し、代理権を証する書面のご提出が必要となります。

以 上

（お願い）

- ※ 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付までご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類等に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.golfdo.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

I. 会社の現況

1. 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、原油価格の高騰が続いたものの、世界的な好景気と円安を背景に輸出が伸び、輸出企業を中心に企業業績が好調に推移しました。これが設備投資と雇用や所得環境の改善をもたらし、景気はこれまでの回復基調を持続いたしました。

ゴルフ業界におきましても、ゴルフ場やクラブメーカーの経営悪化による事業売却があったものの、景気回復と女子プロゴルフの人気を背景に市場には明るさが戻り始め、昨年以降ゴルフメーカー、ゴルフ場運営会社、同業他社の新規上場も相次いでおり、業界全体としては回復基調が見え始めました。

このような経営環境のもと、当社は平成18年11月17日に通期業績予想の修正を行い、既存事業における直営事業での出店戦略、フランチャイズ事業における加盟店募集方式など、これまでのビジネスモデルの全面的な見直しを行い、平成20年3月期を初年度として中期経営構想「Reborn2010」の策定に着手いたしました。

また、平成18年8月25日に発表いたしましたとおり海外展開への足がかりとして、ゴルフブームが到来して市場の成長著しい韓国のKOECOM社と韓国版オンラインショップの開設について基本合意いたしました。

店舗につきましては、当社独自開発となる150坪パッケージの2号店となる「ゴルフ・ドゥ！川越店」を代表に、直営事業では2店舗、フランチャイズ店も4店舗出店し、当事業年度末の営業店舗数は、全国で合計76店舗となりました。

この結果、当事業年度の売上高は22億7百万円（前期比2.4%増）、営業損益は営業利益が13百万円（前期比88.7%減）、当期純損失は51百万円（前期純利益1億2百万円）となりました。

なお、配当につきましては、今後も積極的な直営大型店舗の出店を続け成長路線に拍車をかけるため、内部留保して資金需要に充てていく方針がありますが、公開企業として株主様に対して責務を果たすために、将来的には配当性向を設定し、これに基づき利益を株主様に還元していく所存であります。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

(単位：百万円、%)

事業別	当期		前期		対前年比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比
直営事業	1,452	65.8	1,193	55.4	121.6	10.4
フランチャイズ事業	754	34.2	961	44.6	78.5	△10.4
合計	2,207	100.0	2,154	100.0	102.4	—

次に、各事業セグメント別の概況をご報告申し上げます。

(1) 直営事業

直営事業は、大型店舗である川越店、桶川末広店を出店した結果、売上高は前期の11億93百万円から14億52百万円（前期比21.7%増）となりました。

(2) フランチャイズ事業

フランチャイズ事業は、4店舗の出店にとどまったことから、売上高は、前期の9億61百万円から7億54百万円（前期比21.5%減）と大幅にダウンいたしました。これは、前期同様の加盟店募集形式では、新規加盟店の獲得ができなかったことによるものです。

② 設備投資の状況

当期は直営店（川越店、桶川末広店）出店、社内O.A機器取得、新規システムの開発などにより総額83百万円の設備投資を実行いたしました。

③ 資金調達の状況

当期は、名古屋証券取引所 セントレックス市場に上場し、株式発行にて3億円の資金調達を実行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収合併または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期	第 18 期	第 19 期	第 20 期 (当事業年度)
	〔平成15年7月～ 平成16年3月〕	〔平成16年4月～ 平成17年3月〕	〔平成17年4月～ 平成18年3月〕	〔平成18年4月～ 平成19年3月〕
売 上 高 (千円)	764,172	1,408,594	2,154,983	2,207,104
経 常 利 益 (千円)	△ 77,993	81,892	118,757	6,964
当 期 純 利 益 (千円)	△ 91,693	123,625	102,582	△ 51,842
1株当たり当期純利益 (円)	△16,629.14	11,210.13	9,301.96	△ 3,986.04
総 資 産 (千円)	529,884	700,480	971,754	1,133,060
純 資 産 (千円)	363,748	487,373	589,955	850,913
1株当たり純資産額 (円)	65,968.14	44,194.20	53,496.16	65,314.19

- (注) 1. 記載金額は千円未満を、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切捨てて表示しております。
2. 記載金額頭部の△は損失を示しております。
3. 平成17年1月31日付けで1株を2株に分割する株式分割を実施いたしました。
4. 平成16年3月30日の臨時株主総会決議により、決算期を6月30日から3月31日に変更しております。従って第17期は平成15年7月1日から平成16年3月31日の9ヶ月間となっております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社の属する中古ゴルフクラブ市場は、価格の手頃さや中古ゴルフクラブに対する個人ユーザーの認識の高まりを受けて堅調に成長して参りました。しかし、一方では多くの事業者が参入し競争が激化しております。また昨今、新品ゴルフ量販店も中古ゴルフクラブの下取りとその販売をショップの中でコーナー展開するなどの方法にて参入しております。

中古ゴルフクラブ市場でお客様満足度No.1を目指す当社は、以上のような環境の下、次のような経営課題を抱え、それらに対する諸施策を実施しております。

① 直営店の店舗展開と物件の確保

一般ゴルファーの間では中古ゴルフショップの存在は知られてはいるものの、その利用はまだ低い状況にあるものと当社は認識しております。従って、当社は自社の知名度を高め、一般ゴルファーの利用を高めるために国内最大の市場である首都圏で直営店を集中的に出店する計画を進めております。さらに計画達成のための優良店舗物件の確保としては、次事業年度からは、リースバック方式による出店方式も取り入れ、計画的な出店戦略が実行できる体制の整備も進めております。

② フランチャイズ本部機能の強化

直営事業と並ぶ当社事業の両輪の1つであるフランチャイズ展開を今後発展させていくには、本部機能を強化し、本部方針をフランチャイズ加盟店に徹底させると同時に加盟店側のニーズにきめ細やか、かつ柔軟・迅速に対応していく必要があります。そのために加盟店の経営指導を行うスーパーバイザーのレベルアップ、情報システムの強化を引き続き図っていきます。

③ 人材の確保と育成

直営店の出店とフランチャイズ本部機能の強化のためには人材の確保と育成が必要であり、従来の中途採用に加え、今後さらに、新卒の定期採用と教育研修制度の充実、人事制度の見直しを進めていきます。

④ 資金調達力の強化と多様化

当社では従来、新規出店については主に内部留保で対応して参りましたが、今後加速化する直営店舗の出店と情報システム投資を行なうには外部からの資金調達も必要であり、財務のバランスを取りながら資金調達の多様化も検討してまいります。

⑤ コンプライアンス、リスク管理体制の強化

法令を遵守するだけではなくて企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには小規模な経営組織といえども、コンプライアンス体制の充実・強化が急務であります。

また、当社を取り巻く事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、従来には想定していなかった事業リスクの発生の可能性に対しても準備が必要であり、これらのリスクの発生を未然に防ぐためには内部管理体制の強化も急務であります。そのために、経営管理部門の人員増加、社内規程類の見直し、内部監査機能の強化、監査法人・顧問弁護士など社外専門家との連携をより一層密にしていく方針であります。

5. 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社は、中古ゴルフクラブの売買を中心とするゴルフリサイクルショップ「ゴルフ・ドゥ！」の直営店舗展開及びフランチャイズチェーンの本部運営を主な事業としております。

6. 主要な事業所および店舗（平成19年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目3番1号
ゴルフ・ドゥ！草加店	埼玉県草加市北谷1丁目27番21号
ゴルフ・ドゥ！東大宮店	埼玉県さいたま市見沼区東大宮2丁目37番3号
ゴルフ・ドゥ！吹上店	埼玉県鴻巣市袋155番1
ゴルフ・ドゥ！北浦和店	埼玉県さいたま市浦和区領家4丁目1番2号
ゴルフ・ドゥ！与野中央店	埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目18番3号
ゴルフ・ドゥ！多摩ニュータウン店	東京都八王子市松木33番13
ゴルフ・ドゥ！深谷店	埼玉県深谷市国済寺町26番6
ゴルフ・ドゥ！花小金井店	東京都小平市花小金井3丁目18番2号
ゴルフ・ドゥ！川越店	埼玉県川越市山田1652番1号
ゴルフ・ドゥ！桶川末広店	埼玉県桶川市末広2丁目1番6号
関西営業所	兵庫県尼崎市常松1丁目5番13号

(注) 川越店 平成18年8月、桶川末広店 平成19年3月にそれぞれ新規開業しております。

7. 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	55名	14名	33.4歳	2.6年
女 子	2名	△1名	27.4歳	3.4年
合 計	57名	13名	33.2歳	2.6年

- (注) 1. 臨時従業員及び嘱託契約者は含んでおりません。
 2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数第2位を切り捨て小数第1位まで表示しております。
 3. 従業員の増加要因は直営店の出店及び欠員補充によるものです。

8. 主要な借入先の状況（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

9. 会社の現況に関する重要な事項（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

II. 株式の状況

1. 発行可能株式総数 44,000株
2. 発行済株式総数 13,028株
3. 株主数 1,221名
4. 大株主（上位10社）（平成19年3月31日現在）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
松田芳久	5,732株	43.99%
ヤフー株式会社	540	4.14
ラオックス株式会社	400	3.07
細田裕三	316	2.42
赤根豊	301	2.31
中部証券金融株式会社	233	1.78
松井証券株式会社	230	1.76
株式会社丸三	178	1.36
伊東龍也	160	1.22
フォーク株式会社	132	1.01

III. 新株予約権等の状況

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権

イ. 平成17年2月8日取締役会決議

- 新株予約権の数（個） 235個
- 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 235株
- 新株予約権の行使時の払込金額（円） 37,000円
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 8,695,000円
- 新株予約権を行使することができる期間

平成19年3月1日～平成24年2月29日

- 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株予約権の行使は認めない。更に、本新株予約権者が、本新株予約権

の行使時まで、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定めにより懲戒解雇もしくは諭旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認めない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

●新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役除く）	95個	95株	5名
監査役	10個	10株	1名

ロ. 平成17年6月28日取締役会決議

●新株予約権の数（個） 176個

●新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 176株

●新株予約権の行使時の払込金額（円） 137,000円

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 24,112,000円

●新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日～平成24年6月30日

●新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株予約権の行使は認めない。更に、本新株予約権者が、本新株予約権の行使時まで、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定めにより懲戒解雇もしくは諭旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認めない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

●新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役除く）	50個	50株	5名
監査役	20個	20株	3名

- ② 当営業年度中に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年3月31日現在）
該当事項はありません。

IV. 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況（平成19年3月31日現在）

役名	氏名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	伊東龍也	
取締役会長	松田芳久	株式会社ボックスグループ 代表取締役
専務取締役	精松裕司	直営事業本部
取締役	大井康生	経営管理本部
取締役	井上文彦	マーケティング本部、FC事業本部
取締役	中川公隆	
常勤監査役	小澤幸乃	
監査役	志村孝典	
監査役	安野憲起	司法書士

- (注) 1. 取締役 中川公隆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 志村孝典氏及び監査役 安野憲起氏は、社外監査役であります。

2. 社外取締役及び社外監査役との関係（平成19年3月31日現在）

(1) 社外取締役に関する事項

取締役 中川公隆は、東京ビジネスオーデット株式会社の取締役を兼務しており、当社は、東京ビジネスオーデット株式会社との取引関係はありません。

当社は、取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより中川公隆氏と当社との間で(3)に記載のとおり責任限定契約を締結しております。

(2) 社外監査役に関する事項

監査役 志村孝典及び監査役 安野憲起と、当社との取引関係はありません。

当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより志村孝典氏及び安野憲起氏との間で(3)に記載のとおり責任限定契約を締結しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役共に、法令の範囲内としております。なお当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 社外取締役及び社外監査役の事業年度中の取締役会での活動状況

区 分	取締役会（24回開催）		監査役会（16回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 中 川 公 隆	8回	100%	—	—
監査役 志 村 孝 典	22回	91%	15回	93%
監査役 安 野 憲 起	23回	95%	15回	93%

(注) 取締役 中川公隆は、平成18年11月10日の臨時株主総会決議を経て、就任いたしましたので、就任後の取締役会の出席回数、出席率を記載しております。

(5) 社外取締役の取締役会での発言状況

社外取締役中川公隆は、経営全般にわたり必要な意見、発言を適宜行っておりまして。

(6) 社外監査役の取締役会及び監査役会での発言状況

社外監査役志村孝典及び安野憲起は、いずれも、取締役会、監査役会において、議案審議に必要な発言を適宜行なっております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	6名	37,600千円	(うち社外取締役 1,600千円)
監 査 役	3名	8,400千円	(うち社外監査役 1,200千円)
合 計	9名	46,000千円	

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

V. 会計監査人の状況

1. 名 称 監査法人トーマツ
2. 報 酬 等 の 額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	9,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査機関の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制

(内部統制システム構築に関する基本方針 平成19年3月14日取締役会決議、平成19年4月1日施行)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法362条4項6号) (施行規則100条1項4号)

- ① 取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び会社方針を定め、遵守する。
- ② 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、コンプライアンス委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンスの意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。
- ③ 使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
- ④ 経営企画室にコンプライアンス担当を置き、コンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。
- ⑤ 内部監査部門として内部監査室を置き、「内部監査規程」ならびに「個人情報管理規程」に基づき各部門の業務監査、制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。尚、プライバシーマーク取得に向けて現在活動中である。
- ⑥ 違法行為等によるコンプライアンスリスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。
- ⑦ 取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
- ⑧ 取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は担当業務の執行状況を毎月取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ⑨ 経営の客観性・透明性を確保するため、社外取締役を置く。
- ⑩ 当社は、監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた「監査役会規程」及び「監査役監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（施行規則100条1項1号）

- ① 取締役の職務執行に関する情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存および管理する。
- ② 内部監査室は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について内部監査を行う。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（施行規則100条1項2号）

- ① 取締役会は、事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ② 全社的リスク管理の主管部門である経営管理本部は、各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、会社全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定にあたり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
- ③ 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
- ④ 内部監査室は、リスク管理体制について内部監査を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（施行規則100条1項3号）

- ① 取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令又は定款で定められた事項および経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
- ② 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
- ③ 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。
- ④ 内部監査室は、業務の執行が、「組織規程」、「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に従い、適正に行われているか内部監査を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（施行規則100条3項1号）

現在、監査役（会）の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役（会）から要請ある場合は監査役（会）の職務を補助する使用人の任命を取締役に対して求めることができる。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（施行規則100条3項2号）

前号の要請ある場合は監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役会の同意を得ることとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（施行規則100条3項3号）

- ① 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は、実施した内部監査の結果等を報告する。
- ② 取締役及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査役（会）に報告する。

8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制（施行規則100条3項4号）

- ① 監査役（会）は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
- ② 監査役（会）は、代表取締役及び取締役会に対し、監査方針および監査計画ならびに監査の実施状況・結果について適宜報告する。
- ③ 監査役（会）は、内部監査室と十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
- ④ 監査役（会）は、必要に応じて、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性などの観点から意見を述べること、及び重要情報を入手できることを保証する。

VII. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	835,274	流 動 負 債	203,818
現金及び預金	329,158	買掛金	63,590
売掛金	101,185	未払金	55,865
商品	376,521	未払法人税等	5,753
貯蔵品	3,123	未払消費税等	10,254
前払費用	18,235	未払費用	36,643
繰延税金資産	17,913	賞与引当金	16,532
その他流動資産	1,091	ポイント引当金	10,910
貸倒引当金	△ 11,953	その他流動負債	4,268
固 定 資 産	297,785	固 定 負 債	78,328
有 形 固 定 資 産	141,465	退職給付引当金	22,528
建物	73,083	預り保証金	55,800
構築物	12,484		
車両運搬具	2,249	負 債 合 計	282,147
工具器具備品	53,528		
建設仮勘定	120	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	37,785	株 主 資 本	850,913
電話加入権	923	資本金	499,748
ソフトウェア	36,178	資本剰余金	176,800
ソフトウェア仮勘定	682	資本準備金	176,800
投 資 其 他 の 資 産	118,534	利 益 剰 余 金	174,364
投資有価証券	12,775	その他利益剰余金	174,364
長期貸付金	333	繰越利益剰余金	174,364
長期前払費用	1,933		
敷金・保証金	103,825	純 資 産 合 計	850,913
貸倒引当金	△ 333		
資 産 合 計	1,133,060	負 債 純 資 産 合 計	1,133,060

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

	金 額	
I. 売 上 高		2,207,104
II. 売 上 原 価		1,303,047
売 上 総 利 益		904,056
III. 販売費及び一般管理費		890,995
営 業 利 益		13,060
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	205	
受 取 手 数 料	1,731	
雑 収 入	4,147	6,084
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	45	
株 式 交 付 費	11,904	
雑 損 失	230	12,180
経 常 利 益		6,964
VI. 特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,161	1,161
VII. 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	68	
減 損 損 失	5,516	
合 意 解 約 精 算 金	6,000	11,585
税 引 前 当 期 純 損 失		3,458
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,785	
法 人 税 等 調 整 額	42,597	48,383
当 期 純 損 失		51,842

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
前 期 末 残 高	363,748		226,207	589,955	589,955
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	136,000	176,800		312,800	312,800
当 期 純 損 失			△ 51,842	△ 51,842	△ 51,842
当 期 変 動 額 合 計	136,000	176,800	△ 51,842	260,957	260,957
当 期 末 残 高	499,748	176,800	174,364	850,913	850,913

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………総平均法に基づく原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………建物（建物付属設備を除く）については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	3年～24年
構 築 物	10年～20年
車 両 運 搬 具	2年～6年
工 具 器 具 備 品	2年～15年

無形固定資産……………ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用……………均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

（賞与引当金の支給対象期間）

給与規定改正に伴い従来夏季賞与の支給対象期間を12月から5月までとしておりましたが、当期より同賞与の対象期間を10月から3月までと変更いたしました。

当該変更に伴い、従来の支給対象期間によった場合と比較して、賞与引当金が6,405千円増加しておりますが、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

ポイント引当金……………ポイント使用による将来の費用負担に備えるため、直営店が発行しているポイントの期末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

6. 会計方針の変更

貸借対照表「純資産の部」の表示

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部に相当する金額は850,913千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	118,734千円
----------------	-----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における発行済株式数	13,028株
---------------------	---------

当該事業年度の末日において発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式数	235株
---	------

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

(平成19年3月31日現在)

(流動)

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額		2,009
ポイント引当金		4,418
賞与引当金		6,695
未払事業税		1,566
棚卸資産評価損引当金		1,745
その他		2,696
繰延税金資産	小計	19,133
評価性引当額		△ 1,219
繰延税金資産	合計	17,913

(固定)

繰延税金資産

減価償却費損金算入限度超過額		387
減損損失		2,234
繰越欠損金		85,303
その他		9,139
繰延税金資産	小計	97,065
評価性引当額		△97,065
繰延税金資産	合計	—

(一株当たり情報に関する注記)

一株当たり純資産額	65,314円19銭
一株当たりの当期純損失額	3,986円04銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年 5 月14日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅 枝 芳 隆 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鎌 田 竜 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年 5月24日

株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役会

常勤監査役 小 澤 幸 乃 ⑩

社外監査役 志 村 孝 典 ⑩

社外監査役 安 野 憲 起 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

事業目的の追加修正（第1章 総則 第2条 目的）

1. 変更の理由

(1) 今後の事業展開に備えるため、事業目的の修正・追加を行うものであります。

(2) 上記の変更、新設にともない項数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりでございます。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>ゴルフ関連用品の販売及び中古ゴルフクラブの買取・修理・賃貸借</u>	1. <u>スポーツ関連用品の販売及び中古スポーツ用品の買取・修理・賃貸借</u>
2. <u>ゴルフ用品の販売及び買取を目的とするフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導</u>	2. <u>スポーツ用品の販売及び買取を目的とするフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導</u>
3. <u>ゴルフ場及びゴルフ練習場の運営及び運営支援</u>	3. <u>ゴルフ場及びゴルフ練習場等スポーツ施設の運営及び運営支援</u>
4. <u>インターネットを利用したゴルフ関連商品の販売及び買取並びに各種情報サービスの提供、業務代理業</u>	4. <u>インターネットを利用した商取引並びに各種情報サービスの提供、業務代理業、広告事業</u>
5. 経営コンサルタント業務	5. 経営コンサルタント業務
6. 情報処理システムの企画開発及び保守管理業務	6. 情報処理システムの企画開発及び保守管理業務
7. 広告代理店	7. 広告代理店
8. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに管理	8. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに管理
9. 損害保険代理業	9. 損害保険代理業
10. 輸出入業務	10. 輸出入業務

現 行 定 款	変 更 案
11. 前各号に附帯関連する一切の業務 (新 設) 第3条～第37条 (条文省略)	11. 飲食業 12. 旅行代理店業 13. 前各号に附帯関連する一切の業務 第3条～第37条 (現行どおり)

第2号議案 取締役6名選任の件

当社取締役全員（6名）は本総会終結の時をもちまして任期満了となります。
 あらためて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	生 年 月 日	略歴、当社における地位、担当、 他の法人等の代表状況	所有株式 数(株)
1	伊 東 龍 也	昭和31年7月20日生	平成7年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任 平成12年4月 株式会社ゴルフ・ドゥ 専務取締役就任 平成15年11月 株式会社ゴルフ・ドゥ 九州取締役就任 平成17年4月 代表取締役社長就任 (現任)	160
2	松 田 芳 久	昭和33年8月21日生	昭和61年11月 有限会社ボックスグループ設立、代表取締役就任 昭和62年9月 有限会社プラス・ワン 設立、代表取締役就任 平成元年2月 株式会社ボックスグループを株式会社へ改組 代表取締役就任 (現任) 平成8年9月 スタアダイレクト株式会社取締役就任 平成12年4月 有限会社プラス・ワンを株式会社ゴルフ・ドゥへ改組 代表取締役就任 平成17年4月 取締役会長就任 (現任)	5,732

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、当社における地位、担当、他の法人等の代表状況	所有株式数(株)
3	精松裕司	昭和40年9月24日生	平成8年11月 株式会社ボックスグループ入社 平成12年3月 有限会社プラス・ワン入社 平成12年6月 株式会社ゴルフ・ドゥ取締役就任 平成17年4月 専務取締役直営事業本部長就任(現任)	—
4	大井康生	昭和26年2月25日生	平成13年4月 アールビバン株式会社入社 平成14年5月 株式会社ゴルフ・ドゥ入社 平成17年4月 経営管理本部長就任(現任) 平成17年6月 取締役就任(現任)	—
5	井上文彦	昭和34年5月16日生	平成14年6月 株式会社ボックスグループ入社 平成15年10月 株式会社ゴルフ・ドゥ入社 平成17年4月 マーケティング本部長就任(現任) 平成17年6月 取締役就任(現任)	—
6	中川公隆	昭和19年10月23日生	平成3年3月 株式会社オートワールド 取締役就任 平成8年1月 株式会社55ステーション入社 平成9年5月 同社 取締役就任 平成12年5月 同社 常勤監査役就任 平成16年7月 東京ビジネスオーデット株式会社設立に参加 同社 取締役就任(現任) 平成17年11月 株式会社ゴルフ・ドゥ 顧問就任 平成18年11月 株式会社ゴルフ・ドゥ 取締役就任(現任)	—
			計	5,892

(注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 中川公隆氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外取締役に就任して6ヶ月が経過しております。
3. 中川公隆氏を社外取締役候補とする理由について
中川氏につきましてはこれまでの経験を活かして、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 中川公隆氏との責任限定契約について
事業報告12ページに記載しておりますので、ご参照下さい。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時を持ちまして任期満了となります。あらためて監査役3名の選任をお願いするものであります。尚、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、当社における地位、担当、他の法人等の代表状況	所有株式数(株)
1	小澤幸乃	昭和30年4月25日生	昭和61年11月 株式会社ボックスグループ入社 平成5年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任 平成12年4月 株式会社ゴルフ・ドゥ 取締役就任 平成12年9月 株式会社ゴルフ・ドゥ 常勤監査役就任（現任）	—
2	志村孝典	昭和34年2月19日生	昭和63年9月 株式会社水の上三洋商会入社（現任） 平成12年9月 株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役就任（現任）	—
3	安野憲起	昭和24年4月28日生	平成2年8月 司法書士登録、安野事務所所長（現任） 平成17年2月 株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役就任（現任）	—

- (注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 志村孝典氏及び安野憲起氏は、社外監査役候補者であり、志村孝典氏は当社の社外監査役に就任して6年、安野憲起氏は当社の社外監査役に就任して2年が経過しております。

3. 志村孝典氏及び安野憲起氏を社外監査役候補者とする理由および職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
志村孝典氏につきましては、会社経営に関与した経験はありませんが当社社外監査役としての6年間の経験を通じて、当社への理解も深いことから、これを当社の監査体制の強化に活かしていただきたく、社外監査役候補者とさせていただきます。またその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
安野憲起氏につきましては、司法書士として、法務・財務に関する相当程度の知見を有しており、また、司法書士事務所所長として、数多くの企業の法務について経験を有していることから、これを当社の監査体制の強化に活かしていただきたく、社外監査役候補者とさせていただきます。またその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
4. 志村孝典氏及び安野憲起氏の在任中、定時株主総会における計算書類の処理に手続上の瑕疵が生じ、平成18年11月、臨時株主総会において改めて承認決議を行なっております。突発的に生じたものであったため、予防策は講じられておりませんが、その他、再発防止のため、外部ブレーンも含めた、さらなる内部統制・コンプライアンスの徹底を図るとともに、内部統制を司る組織体制の強化を図る等の対策を行なっております。
5. 志村孝典氏及び安野憲起氏との責任限定契約について
事業報告12ページに記載しておりますので、ご参照下さい。

第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合においても監査業務の継続性を維持することができるよう、社外監査役志村孝典氏、安野憲起氏の補欠の社外監査役として牧野尚子氏を選任することをお願いするものであります。

なお、牧野氏選任の効力は、その就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
牧野尚子	昭和46年11月17日生	平成12年5月 大貫事務所入所 平成13年4月 司法書士登録 平成17年5月 牧野司法書士事務所開設(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 牧野尚子氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 牧野尚子氏を社外監査役候補者とする理由は、牧野尚子氏が司法書士としての知見と経験を有しており、その専門的見地が当社の監査体制に有用と考え、補欠社外監査役として選任をお願いするものであり、また、牧野尚子氏は会社経営の経験はありませんが、その司法書士としての経験と専門知識、幅広い見識から当社社外監査役の職務を適切に遂行できると判断しております。

4. 牧野尚子氏との責任限定契約について

当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより就任に際しては牧野尚子氏との間で責任限定契約の締結を予定しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ① 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 当社取締役ならびに監査役に対する報酬として新株予約権を発行する件

当社の取締役ならびに監査役に対して、報酬として新株予約権を年額1,640万円（うち社外取締役70万円）、監査役に対して、報酬として新株予約権を年額360万円の範囲で割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）、監査役3名であります。第2号議案・第3号議案のご承認を賜りましても、取締役は6名（うち社外取締役1名）、監査役3名になります。

1. 当社の取締役ならびに監査役に対する報酬等として新株予約権を発行する理由

当社の取締役の報酬額は、平成12年6月5日開催の臨時株主総会において年額1億6,000万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬額は年額2,000万円以内とご承認いただいて今日に至っておりますが、従来のストックオプションの付与状況その他諸般の事情にかんがみ、当該報酬額とは別枠で、取締役に年額1,640万円（うち社外取締役70万円）、監査役に年額360万円の範囲で新株予約権を付与することといたしたいと存じます。

2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役、監査役

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式150株（うち社外取締役割当て5株、監査役割当て27株）を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とします。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

(2) 新株予約権の総数

150個を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限とします。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とします。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の名古屋証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額（1円未満は切上げ）とします。

なお、当社が株式分割または株式併合その他株式数の変更をすることが適切な場合には、当社が必要と認める処理を行うものとします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当日の翌日から5年間とします。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役ならびに監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限りです。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- ② その他権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

第6号議案 当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件（新株予約権の有利発行議案）

会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の従業員に業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社従業員

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式250株を上限とします。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

(2) 新株予約権の総数

250個を上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とします。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

(3) 新株予約権と引き換えに払込む金額

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高いほうに1.05を乗じた金額（1円未満は切上げ）とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとします。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成22年5月1日から平成27年4月30日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要します。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
 - ② 新株予約権の相続はこれを認めないものとします。
 - ③ その他権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとします。
- (8) ① 当社は、新株予約権者が上記(7)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(10) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

① 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとします。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場：埼玉県さいたま市中央区新都心 3-2

ラフレさいたま 簡易保険総合健康増進センター 5F 桃 2番

TEL：048-601-1111



J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車 徒歩約7分

J R 埼京線「北与野駅」下車 徒歩約10分

※東北・上越新幹線ご利用の方は「大宮駅」でお乗り換え下さい。

R100

古紙ハルプ配合率100%再生紙を使用しています

PRINTED WITH SOY INK

地球環境に配慮した大豆油インキを使用しています